

独立行政法人家畜改良センター中期計画

制定：令和3年3月29日

変更：令和4年9月21日

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、農林水産省種畜牧場を前身とし、平成2年10月の家畜改良センター化を経て、平成13年4月に独立行政法人として発足した。また、平成27年4月には独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に基づく中期目標管理法人とされたところである。

センターは、平成13年度から令和2年度までの4期にわたる中期目標期間において、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定、以下「基本計画」という。）に掲げられた食料の安定供給の確保、基本計画と連動して策定された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（令和2年3月31日農林水産省策定）、家畜改良増殖目標（令和2年3月31日農林水産省策定）、鶏の改良増殖目標（令和2年3月31日農林水産省策定）及び養豚農業の振興に関する基本方針（平成27年3月31日農林水産省策定）の実現に向けた政策実施機関として、全国的な視点での家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物種苗の生産・供給等に取り組み、国産畜産物の生産性や品質の向上を通じて我が国の畜産業の発展及び国民の豊かで安全・安心な食生活の確保を下支えしてきた。特に、第4期中期目標期間においては、遺伝子情報を活用した育種改良や、遺伝的多様性に配慮した種畜生産をはじめ、畜産物をめぐる国際競争の激化に伴い、国産畜産物の輸出拡大や家畜の伝染性疾病への対応が課題となる中、外国人の和牛肉に対する嗜好性調査や豚熱等の侵入リスク低減にも資する豚の受精卵移植など都道府県や民間では技術面やコスト面から実施が難しい業務に取り組んできた。

また、センターは、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に定める立入検査、種苗法（平成10年法律第83号）に定める指定種苗の集取、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号、以下「カルタヘナ法」という。）に定める立入検査及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号、以下「牛トレーサビリティ法」という。）に定める牛個体識別台帳の管理等法令に基づく事務の実施機関として位置付けられており、法の適切な執行を通じて国産牛肉等の信頼性や安全性の確保にも寄与している。

さらに、近年の地震や台風等の大規模な自然災害、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染性疾病により、我が国の畜産生産基盤を揺るがす甚大な被

害が発生しているため、これまで以上に、センターの持つ技術・知見・人材を活用した外部支援に対する畜産の生産現場からの期待が高まっている。

第5期中期目標期間においても、センターは、基本計画や家畜改良増殖目標等の実現に向けた政策実施機関としてその役割を果たすとともに、牛個体識別台帳の管理等の法令に基づく事務の実施機関としての役割を担うことが期待されている。これに加え、家畜改良増殖法や家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和2年法律第22号）に基づき実施される、和牛遺伝資源の適正な管理のための立入検査や流通管理システムの管理について、長年蓄積してきた知見や技術を活かした協力も求められている。

このため、センターは、自身が所有する多様かつ優良な家畜や飼料作物の種苗、広大な飼料生産ほ場、これまで培ってきた家畜の改良増殖や飼料作物生産に関する知見や技術を最大限活用し、国、都道府県、民間等の関係機関とも連携しつつ、我が国の家畜改良や飼料作物種苗の生産・供給の推進母体として積極的な貢献を果たすとともに、牛及び牛肉の個体識別情報の提供と国産牛肉に対する消費者の信頼確保に向けた牛個体識別台帳の管理等法令に基づく事務を着実に実施することとする。

以上を踏まえ、センターは、我が国の畜産の発展と国民の豊かな食生活に貢献することを使命とし、農林水産大臣から指示された「独立行政法人家畜改良センター中期目標」（令和3年2月26日農林水産省指令2生畜第1905号）に則し、国民の期待と信頼に応えるため、センターが長年蓄積してきた技術・知見・人材や施設・設備、家畜等の育種資源を最大限に活用しつつ、以下に掲げる中期計画を確実に遂行することとする。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 全国的な改良の推進

家畜改良増殖目標及び鶏の改良増殖目標の中でも、民間では取り組みがたいリスクの高い事業や、中立・公平性の求められるものについて取り組む。具体的には、国産資源や希少系統を活用した種畜・育種素材等の生産・供給、全国的な規模での遺伝的能力評価、多様な遺伝資源の確保・活用について、次の取組を行う。

(1) 種畜・種きんの改良

ゲノミック評価の活用をはじめとした遺伝的能力評価に基づく家畜改良を通じ、遺伝率の低い形質の評価値の信頼性向上や改良速度の加速化

を図るとともに、遺伝資源の多様性を確保する観点から、国産遺伝資源や希少系統を活用した種畜・育種素材等の生産を行うため、次の取組を行う。

ア 乳用牛

ホルスタイン種について、一塩基多型（以下「SNP」という。）情報を活用した解析を進めるなどにより、新たに暑熱耐性を遺伝的能力評価の形質に加え、センターで作出する候補種雄牛の暑熱耐性の育種価の算定を令和3年度中に開始するとともに、令和4年度以降は、毎年度2回以上評価値を公表する。

また、センターが有する多様な育種素材と国内外から導入する多様な育種素材を用い、家畜生体の卵胞卵子を活用した高度な繁殖技術等を活用することにより、家畜改良増殖目標の育種価目標数値（乳量56.4kg/年、乳脂肪3.3kg/年、無脂乳固形分5.7kg/年、乳蛋白質2.5kg/年（令和元年度時点の評価方法に基づく育種価目標数値））以上の遺伝的能力を有する候補種雄牛や泌乳持続性や体型、血統等に特長を持つ候補種雄牛を、毎年度概ね30頭作出する。

イ 肉用牛

黒毛和種について、食味の優れた牛群整備を図るため、SNP情報を活用した解析を進めるなどにより、新たに脂肪酸組成を遺伝的能力評価の形質に加え、センターで作出する候補種雄牛の脂肪酸組成の育種価の算定を開始する。

また、4系統群（兵庫、鳥取、岡山、広島）・5希少系統（熊波、城崎、栄光、藤良、38岩田）に配慮して、センターが有する多様な育種素材と新たに導入する多様な育種素材を用い、家畜改良増殖目標の育種価目標数値（日齢枝肉重量の育種価を1年当たり4.7g増加、脂肪交雑は現在の改良量を維持（令和元年度時点の評価方法に基づく育種価目標数値））以上に相当する、直接検定時の1日当たりの生体の増体量が概ね7.3g以上の遺伝的能力を有する増体性に特長を持つ候補種雄牛や脂肪の質、遺伝的多様性等に特長を持つ候補種雄牛を毎年度、概ね30頭作出する。

このほか、褐毛和種について、多様な育種素材の導入を行うなど遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、候補種雄牛を毎年度、1頭以上作出する。

ウ 豚

豚について、優れた育種素材の導入を行いつつ、各品種について次の取組を行う。

デュロック種については、増体性を特に重視した改良に取り組むこととし、家畜改良増殖目標に即して、1日当たり増体量が概ね1,070g

となる優良な種豚群を作出する。

ランドレース及び大ヨークシャー種については、繁殖性を特に重視した改良に取り組むこととし、家畜改良増殖目標に即して、1腹当たり育成頭数がそれぞれ概ね11.2頭、10.8頭となる優良な種豚群を作出する。

エ 鶏

国産鶏種について、遺伝的能力評価結果に基づく選抜、交配を行い、産卵率の推定育種価が現状より概ね2%以上向上する種鶏群を1系統、4週齢時の体重の推定育種価が概ね20g以上向上する種鶏群を1系統、それぞれ作出する。

オ 重種馬

純粋種重種馬であるブルトン種及びペルシュロン種について、けん引能力を特に重視した改良に取り組むこととし、けん引能力に関連のある馬格に優れた種雄馬候補を毎年度、両品種の合計で概ね6頭作出する。

カ めん羊・山羊等

めん羊・山羊について、現有のサフォーク種及び日本ザーネン種を維持する。また、現有している肉用牛の日本短角種、鶏の軍鶏等の希少な品種を維持する。

(2) 遺伝的能力評価の実施

乳用牛（ホルスタイン種及びジャージー種）の泌乳形質、肉用牛（黒毛和種、褐毛和種（高知系・熊本系）及び日本短角種）及び豚（バークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種）の産肉形質等の必要なデータを収集し、必要に応じて評価手法の改善を行いつつ遺伝的能力評価を行い、その結果を各畜種についてそれぞれ年4回以上提供・公表する。

(3) 畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供

全国や地域ごとの乳量、繁殖性、脂肪交雑など主要な形質の遺伝的能力の推移や地域差、つなぎ飼いや搾乳ロボット利用等の我が国の多様な乳用牛の飼養形態を踏まえ、それぞれの飼養形態に適合する体型等を分析し、適合性の高い娘牛に改良するための情報や、繁殖雌豚の群飼における生産性の向上等、畜種ごとの課題に対応した情報の分析に取り組み、乳用牛、肉用牛及び豚について、それぞれ年1回以上情報提供する。

(4) 多様な遺伝資源の確保・活用

我が国固有の遺伝資源等を活用した家畜の改良や飼料作物の品種開発を進める観点から、多様な遺伝資源の収集・確保等を行うとともに、センターの持つ多様な遺伝資源を確保・活用するため、次の取組を行う。

ア 家畜遺伝資源の保存

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うジーンバンク事業に協力し、家畜遺伝資源や飼料作物の遺伝資源の保存に取り組む。

また、黒毛和種について、4系統群・5希少系統に配慮して、センターが有する多様な育種素材と新たに導入する多様な育種素材を用い、家畜改良増殖目標の育種価目標数値（日齢枝肉重量の育種価を1年当たり4.7g増加、脂肪交雑は現在の改良量を維持（令和元年度時点の評価方法に基づく育種価目標数値））以上に相当する、直接検定時の1日当たりの生体の増体量が概ね7.3g以上の遺伝的能力を有する増体性に特長を持つ候補種雄牛や脂肪の質、遺伝的多様性等に特長を持つ候補種雄牛を毎年度、概ね30頭作出する。（再掲）

イ 鶏始原生殖細胞（以下「PGCs」という。）の保存技術を活用した遺伝資源技術の利用・普及

大学等と連携し、PGCsの保存技術を習得し、普及等の活動に従事することができる職員を概ね2名、令和5年度までに育成するとともに、令和6年度以降は普及のための講習会開催、講師の派遣、ホームページ掲載による情報提供等を毎年度、1回以上行う。

ウ センターの持つ多様な遺伝資源の分散飼養

家畜伝染性疾病の侵入等により貴重な育種素材を失うことがないように、乳用牛、肉用牛（黒毛和種）、豚及び鶏の主要な育種素材について、複数の牧場を活用し、リスク分散に取り組む。このため原則として、乳用牛は新冠牧場、十勝牧場及び岩手牧場、黒毛和種は十勝牧場、奥羽牧場、鳥取牧場及び宮崎牧場、豚は茨城牧場及び宮崎牧場、鶏は岡崎牧場及び兵庫牧場でそれぞれけい養を行う。

エ 受精卵の供給

生産基盤の強化に必要な受精卵の供給を実施するため、家畜生体の卵胞卵子の活用等の高度な採卵技術を有する獣医師職員の育成・技術向上のための講習を毎年度1回以上実施し、高度な採卵技術を有する獣医師職員を概ね4名確保する。また、獣医師の指示を受けて採卵した受精卵の処理等を行うことができる家畜人工授精師の資格を有する職員を概ね20名確保する。

2 飼養管理の改善等への取組

国内における家畜の飼養管理の改善に寄与するため、省力化機器の活用に資するノウハウや、SDGsに配慮した畜産物生産・家畜衛生管理に関する知見を活用した飼養管理の改善等への取組を通じ、培われた技術情報の提供を行う。このため、次の取組を行う。

(1) スマート畜産の実践

家畜の飼養管理や繁殖技術の向上を図るため、搾乳ロボットや分娩監視等の省力化に資する機器を用いた群管理の実践・実証を行い、得られた知見等について、次の取組を行う。

ア 乳用牛や肉用牛における省力化機器を活用した飼養管理技術等の実践・実証

搾乳ロボットを活用した高泌乳牛群の管理や搾乳ロボットに適合する後継牛生産、繁殖雌牛の分娩監視装置等の省力化機器を用いた群管理の実践・実証を行い、生産現場での省力管理に資する実用的な情報提供を毎年度、1回以上行う。

イ 繁殖雌豚におけるカメラ画像を活用した繁殖管理技術の実用化

繁殖雌豚における繁殖管理の省力化・効率化を図るため、民間会社と連携し、市販化に向けたカメラ画像を用いた繁殖管理システムの実証に取り組むとともに、技術普及に向けたノウハウの情報提供を行う。

(2) SDGsに配慮した畜産物生産の普及

畜産GAPの取得に向けた取組を進めるとともに、食品安全、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェア等のSDGsに配慮した畜産物生産活動の推進を図るため、次の取組を行う。

ア 畜産GAPの取得

第4期中期目標期間において畜産GAPを取得している奥羽牧場（肉用牛）、岩手牧場（乳用牛、生乳）及び熊本牧場（肉用牛）については、引き続きGAPの取得を維持する。また、畜産GAPを取得していない豚及び鶏の飼養牧場については、それぞれ1牧場以上の取得を図る。

イ SDGsに配慮した家畜改良の推進

畜産における環境負荷は家畜の排せつ物や消化管内発酵等に由来することから、その軽減のための効率的な畜産物生産を推進するため、飼

料利用性の遺伝的能力評価を開始するためのデータ収集を、センターにおいて管理された飽食給餌が技術的に可能な肉用牛及び豚について行う。

ウ 持続可能な畜産物生産活動に資する技術の実証

環境負荷低減にも資する肥育期間の短縮を図るため、出荷月齢 26 か月齢とする短期肥育技術の実証を行うとともに、繁殖牛の肥育による食肉資源の有効利用に向けた肥育技術の開発を行う。

第 4 期中期目標期間における取組を踏まえつつ、東京電力福島第一原子力発電所事故により影響を受けた被災地において、放射性セシウムの低吸収牧草による簡易な栽培管理手法を用いた生産の実証を行う。

エ 持続可能な畜産経営実現への支援

家畜衛生や労働安全、アニマルウェルフェアなど多岐にわたる要素から生産工程管理を行う畜産GAPの考え方を取り入れた農場管理やSDGsの推進に資する飼養管理技術、家畜人工授精師免許（馬・めん羊・山羊）の取得等に係る講習会及び情報提供を毎年度 10 回以上実施する。なお、講習会の開催に当たっては参加者の理解度向上のため、質疑応答や実技講習を十分に行えるよう準備する等により、理解度又は修了試験の合格率が 80%以上となるよう取り組む。

(3) 家畜衛生管理の改善

センターにおける野生動物対策や防疫ゾーンの設定による衛生管理区域における防疫対策や農場HACCPの取組等、国内の家畜飼養における衛生管理の改善等に資するノウハウ等について、講習会の開催、講師の派遣、ホームページ掲載による情報提供等を毎年度概ね 30 回以上行う。

また、国や都道府県が行う防疫演習への参加・協力、国や大学が行う調査・研究への協力等の依頼があった場合、防疫面を考慮の上、通常業務に支障のない範囲で積極的に参加又は協力する。

3 飼料作物種苗の増殖・検査

我が国の多様な気候に適した飼料作物の定着をさらに進めるため、寒地型、温地型及び暖地型の品種について、十勝牧場、茨城牧場長野支場及び熊本牧場においてこれまでに培った飼料作物種苗の生産・供給に関する厳格な栽培管理技術や高度な収穫調製技術、検査技術を最大限活用するとともに、豊富な種苗生産ほ場を用いて、次の取組を行う。

(1) 飼料作物種苗の検査・供給

我が国の多様な気候に適応した飼料作物優良品種の飼料作物の種苗が国内に安定的に供給されるよう、国際種子検査協会（以下「ISTA」という。）認定検査所として高い技術水準を確保しつつ、高度な知識・技術を活用し、以下の取組を行う。

ア ISTA認定検査所としての技術水準の確保

種苗の検査に係る内部監査等の品質管理活動を実施するなどにより、ISTA技能試験の総合評価において良技能（Good performance : B）以上の評価を得て、本中期目標期間を通じてISTA検査所としての認定ステータスを確保する。

イ 飼料作物種苗の適正な在庫の確保

毎年度、関係団体等との意見・情報交換を踏まえ、当該年度に供給すべき飼料作物の種苗の量を予測し、その補填に必要な十分な量の種苗が生産されるような作付計画を策定・実施することにより、毎年度末の時点で、OECD種子品種証明制度の要件に合致した種苗の在庫を、30トン±25%の範囲で適正に確保する。

ウ 委託に応じた適切な種苗の増殖

毎年度、民間事業者から委託を受けて行う飼料作物の種苗の増殖については、高度な知識・技術を活用して、委託を受けた生産見込み数量以上かつ、夾雑物等の混合がほぼないなどのOECD種子品種証明制度の要件に合致した種苗を生産し、委託元に供給する。

(2) 飼料作物の優良品種の普及支援

地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及を図るため、関係機関等と連携しつつ、草地管理技術や飼料生産技術等に関する講習会の開催、講師の派遣、ホームページ掲載による情報提供等を毎年度概ね2回行うとともに、20か所程度の実証展示ほの設置及び設置への協力を行う。

また、精密データの測定手法等の高度な技術や豊富な種苗生産基盤を活用し、地域適応性等に関する検定試験を実施するとともに、優良品種に係るデータベースを毎年度更新して、概ね700品種以上のデータを都道府県等に提供する

さらに、センターで行う粗飼料生産については、優良品種を用い、肥培管理等を適切に行うこと等により、自給飼料に立脚した土地利用型畜産に適応した優良種畜の改良業務を支えとともに、災害等からの復興の支援に対応するため、センターの通常業務に伴う需要を上回る生産に取り組む。

4 調査・研究及び講習・指導

育種改良に資する有用形質に係る遺伝子解析や食肉の食味に関する客観的評価手法の開発、豚の受精卵移植技術の改善等に取り組むとともに、これらの調査・研究の成果をはじめ、センターが持つ技術を普及させるため、次の取組を行う。

(1) 有用形質関連遺伝子等の解析

DNA情報を活用した家畜の育種改良を効率的に進めるため、センターが飼養する家畜を用いた次の取組を行う。

ア 家畜・家きんの有用形質関連遺伝子等の解析

家畜・家きんの特色に応じ、以下の有用形質に着目して、遺伝子情報との関連性を調査・解析する。これらの結果を踏まえて、センターが取り組む家畜・家きんの改良への利用について検討する。

- ・ 乳用牛：ホルスタイン種における疾病抵抗性
- ・ 肉用牛：黒毛和種における牛肉の食味及び飼料利用性
- ・ 豚：デュロック種における産肉能力、ランドレース種における繁殖能力
- ・ 鶏：ロードアイランドレッド種YA系統の雌雄鑑別のための羽性

イ 効率的な牛の育種改良に資する受精卵評価手法等の開発

世代間隔の更なる短縮による牛の育種改良の加速化を図るため、受精卵段階でのゲノミック評価手法等の開発を進める。

(2) 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発

食肉の食味に関する客観的評価手法を開発するため、第4期中期目標期間における取組を踏まえつつ、新たなおいしさの指標の家畜・家きんの改良等への利用や、和牛肉の輸出拡大に向けた海外産牛肉との肉質を比較するため、次の取組を行う。

ア 食肉における食味に影響を及ぼす成分とその影響力に関する調査・解析

センターが取り組む家畜・家きんの改良等に用いることができるよう、食肉の食味に影響を及ぼすアミノ酸や脂肪酸等の成分について、理化学分析及び官能評価を実施し、それらの成分の影響力を調査・解析する。

イ 海外産牛肉と和牛肉との肉質比較に関する調査・解析

和牛肉の輸出拡大に向け、海外産牛肉と和牛肉との肉質に関する比較を、理化学分析及び官能評価によって実施し、科学的な肉質の違いを調査・解析する。

(3) 豚の受精卵移植技術の改善

豚の受精卵移植技術を改善し、受胎率や子豚生産率を向上させるとともに、受精卵移植技術普及の支障要因となっている受精卵供給の不足を解決するため、従来の開腹手術に比べ簡便性や反復性に優れた採卵技術の開発を進める。

(4) 知財マネジメントの強化

センターが取り組む調査・研究において得られた成果について、権利化又は公知化など適正な取り扱いに関する「実施許諾等知財のマネジメント方針」を令和3年度に策定するとともに、当該方針に基づいた成果の普及に取り組む。

(5) 講習・指導

国、都道府県、団体等からの依頼に基づき中央畜産技術研修会、個別研修、海外技術協力等の研修を実施し、生産現場への普及・定着が望まれる畜産技術を中心に、畜産農家の高齢化や国際化といった行政課題の解決にも資するよう、毎年度、GAPやアニマルウェルフェアの考え方に基づいた飼養管理やICT等を駆使した高度な飼養管理、生産管理データの有効活用等に関する講習にも取り組む。なお、これらの研修の実施に当たっては、実施方法やカリキュラムを工夫することなどにより研修内容の充実を図り、研修受講者の理解度が80%以上となるよう取り組む。

5 家畜改良増殖法等に基づく事務

家畜改良増殖法、種苗法及びカルタヘナ法に規定する検査等の事務実施機関として、中立性・公正性を保ちつつ、これらの検査等を適正に実施するため、次の取組を行う。

(1) 家畜改良増殖法に基づく事務

種畜の交配に伴う疾病のまん延防止及び優良な種畜の利用による我が国の家畜の改良増殖を効果的に推進するため、都道府県等と連携しつつ、所有する技術・人材等を活用して毎年度、種畜検査を実施する。このため、種畜検査員を100名以上確保することとし、種畜検査員の確保のための

職員に対する講習を毎年度、1回以上実施するとともに、種畜検査員からの照会に本所改良部が速やかに対応することなどにより、種畜検査を的確に実施する。

また、家畜改良増殖法第35条の2第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去が的確に実施できるよう、立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を概ね20名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を毎年度、1回以上実施する。あわせて、家畜遺伝資源の流通適正化に係る事務について、農林水産省からの依頼に応える体制を整備するため、精液や記録等の管理に関する技術、経験、知見等の向上を図るための職員に対する講習を毎年度、1回以上実施する。

(2) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査並びにカルタヘナ法に基づく立入検査

種苗法第63条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、指定種苗の集取及び検査を的確に実施できるよう、指定種苗の集取及び検査に必要な能力等を有する職員を概ね10名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を毎年度、1回以上実施する。

また、カルタヘナ法第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施できるよう、立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を概ね10名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を毎年度、1回以上実施する。

6 牛トレーサビリティ法に基づく事務

牛トレーサビリティ法に規定する牛個体識別台帳や牛の出生等の届出及び耳標の管理に係る事務等の適正な実施や、牛個体識別番号がキー情報となっている全国版畜産クラウドにおける個体識別情報の有効活用等を行うため、次の取組を行う。

(1) 牛トレーサビリティ法に基づく委回事務の実施

牛トレーサビリティ法に基づき、農林水産大臣から委任された牛個体識別台帳の作成・記録、公表等に関する事務を適正に実施する。

また、家畜伝染性疾病の発生時等において、農林水産省から牛個体識別台帳に記録・保存された情報に関する緊急検索等の依頼を受けた場合、速やかに対応できるよう取組を進める。これに備え、緊急検索体制を整備す

る。

(2) 牛個体識別に関するデータの活用

関係機関・団体等と連携を図り、牛個体識別番号がキー情報となっている全国版畜産クラウドにおける個体情報の利用の推進のほか、行政施策の適正な執行や畜産物の適正な流通等に資するため、個人情報管理を適正に実施しつつ、牛個体識別台帳に蓄積されたデータの有効活用を進める。

また、牛個体識別システムの利用者の利便性等の向上を図るため、毎年度、計画的にニーズ調査を実施し、システム改修等を行うとともに、情報セキュリティ対策の強化を行う。

7 センターの人材・資源を活用した外部支援

国内における大規模な自然災害や家畜伝染性疾病の発生に伴い、被害のあった地域等の畜産の復旧・復興に資するよう、農林水産省、都道府県等から要請等があった場合や、都道府県、大学等から試験研究に関する協力依頼等があった場合には、センターの持つ技術・知見・人材や家畜等を活用し、通常業務に支障が生じない範囲で積極的に支援・協力するものとし、次の取組を行う。

(1) 緊急時における支援

国内において、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染性疾病や自然災害が発生し、農林水産省又は都道府県等から防疫対応作業等への人員派遣要請があった場合には、業務に支障のない範囲で、積極的に対応する。

また、緊急時における支援を円滑に行うため、情報を速やかに伝達・共有できるように連絡体制の整備等を行う。

(2) 災害等からの復興の支援

自然災害や家畜伝染性疾病により影響を受けた地域における畜産業の復興を支援するため、農林水産省又は都道府県等から、種畜や粗飼料等の供給に関する支援について要請を受けた場合には、業務に支障のない範囲で、積極的に対応する。

このため、センターで行う優良品種を活用した粗飼料生産については、災害等からの復興の支援に対応するため、センターの通常業務に伴う需要を上回る生産に取り組む。

さらに、災害等による影響を考慮して、全国的な視点からの家畜改良に

資するような、種畜等の育種資源の保管・調査・検査等の計画的な実施に関する協力依頼を受けた場合には、防疫措置等を考慮した上で、積極的に対応する。

(3) 作業の受託等

都道府県、大学、民間等から、飼養管理の改善や家畜衛生に関する調査をはじめとした全国的な視点から取り組む試験研究に関する協力依頼があった場合、センターが保有する家畜等のリソースを活用して貢献できるものについては、防疫措置等を考慮した上で、積極的に対応する。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については毎年度平均で対前年度比3%以上の抑制、業務経費（公租公課、出荷手数料等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については毎年度平均で対前年度比1%以上の抑制に取り組む。

2 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野や、調達に関するガバナンスの徹底等について、着実に実施する。

また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとし、競争性のない随意契約を行う場合は、契約審査委員会を開催し、随意契約によることができる事由により真に随意契約であるかどうかの判断を行い、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を推進する。

さらに、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の検証や、一般競争等について真に競争性が確保されているかの点検・見直しを行い、その結果を公表するとともに、「調達等合理化計画」に反映させ、更なる合理化を推進する。

3 業務運営の改善

業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）等を踏まえ、情報システム導入・更新時には、業務と情報システムとの関係を整理し、整備を計画的に行うとともに、手続きの簡素化、業務処理の迅速化など業務の見直しを行う。また、ネット会議システム等を活用し、本所及び牧（支）場間のネット会議等を実施することにより、業務の効率化を図る。

なお、情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMO（ポートフォリオ・マネジメント・オフィス）の設置等の体制整備を行う。

4 役職員の給与水準等

役職員の給与については、役員の業績や職員の勤務成績を考慮するとともに、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬、民間企業の従業員の給与等及び法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮した支給基準を定め、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与支給に当たっての基準、給与水準（ラスパイレス指数等）等を公表する。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

令和3年度～令和7年度予算

(単位：百万円)

区別	全国的な改良の推進	飼養管理の改善等への取組	飼料作物種苗の増殖・検査	調査・研究及び講習・指導	家畜改良増殖法等に基づく事務	牛トレーサビリティ法に基づく事務	センターの人材・資源を活用した外部支援	計	法人共通	合計
収入										
前中期目標期間からの繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運営費交付金	25,546	1,714	2,175	2,707	783	1,232	1	34,159	5,358	39,517
施設整備費補助金	760	0	0	0	0	0	0	760	0	760
受託収入	553	63	53	351	0	59	0	1,079	0	1,079
諸収入	4,322	93	34	31	0	2	0	4,482	33	4,515
農畜産物売払代	4,308	89	33	30	0	0	0	4,460	0	4,460
その他の収入	14	5	1	1	0	2	0	22	33	55
計	31,181	1,870	2,262	3,089	783	1,293	1	40,480	5,391	45,870
支出										
業務経費	8,735	210	408	1,042	434	558	1	11,388	0	11,388
うち 家畜改良関係経費	8,735	210	0	891	0	0	1	9,837	0	9,837
種畜検査関係経費	0	0	0	0	350	0	0	350	0	350
飼料作物種苗関係経費	0	0	408	0	84	0	0	491	0	491
技術の普及指導関係経費	0	0	0	152	0	0	0	152	0	152
家畜個体識別関係経費	0	0	0	0	0	558	0	558	0	558
施設整備費	760	0	0	0	0	0	0	760	0	760
受託経費	553	63	53	351	0	59	0	1,079	0	1,079
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	1,432	1,432
人件費	19,374	1,601	1,829	2,325	540	868	0	26,536	4,676	31,211
計	29,422	1,874	2,290	3,718	974	1,485	1	39,763	6,107	45,870

(注) 百万円未満を四捨五入している。合計とは端数において合致しないものがある。

[人件費の見積り]

期間中総額24,476百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与、派遣職員給与及び継続雇用職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金の算定ルール]

次の算定ルールを用いる。

運営費交付金 = (前年度一般管理費 - 前年度効率化除外経費) × α × γ + 当年度効率化除外経費 + (前年度業務経費 - 前年度効率化除外経費) × β × γ) + 当年度効率化除外経費)
+ 人件費 - 諸収入 ± δ

人件費 = 基本給等 + 退職手当 + 労災保険料 + 雇用保険料 + 子ども・子育て拠出金 + 共済組合負担金 + 社会保険料

基本給等 = 前年度の予算額 (基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当 + 非常勤役員給与) × (1 + 給与改定率) + 休職者・派遣職員・継続雇用職員給与

α : 効率化係数 (97%)

β : 効率化係数 (99%)

γ : 消費者物価係数

δ : 各年度の業務の状況に応じて増減する経費

一般管理費の効率化除外経費 : 非常勤職員賃金 (法定福利費含む)、地代、情報セキュリティ対策経費、事務所等設備法令保守経費、保険料、租税公課

業務経費の効率化除外経費 : 飼料費、肥料費、非常勤職員賃金 (法定福利費含む)、地代、出荷手数料、家畜登録等手数料、保険料、租税公課

(注) 消費者物価指数及び給与改定率については、運営状況等を勘案した伸び率とする。ただし、運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

[注記] 前提条件

- 1 期間中の効率化係数を業務経費については年99%、一般管理費については年97%と推定。
- 2 令和4年度以降の給与改定率及び消費者物価指数についての伸び率をとるとともに0%と推定。

2 収支計画

令和3年度～令和7年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	全国的な改良の 推進	飼養管理の改善 等への取組	飼料作物種苗の 増殖・検査	調査・研究及び 講習・指導	家畜改良増殖法 等に基づく事務	牛トレーサピリ テイ法に基づく 事務	センターの人 材・資源を活用 した外部支援	計	法人共通	合計
費用の部										
経常費用	31,345	2,122	2,499	4,030	1,035	1,657	1	42,689	6,692	49,382
人件費	31,340	2,122	2,499	4,028	1,035	1,656	1	42,682	6,691	49,373
業務費	16,910	1,455	1,829	2,211	540	868	0	23,812	4,676	28,488
一般管理費	13,172	591	610	1,688	483	565	1	17,110	0	17,110
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	1,886	1,886
財務費用	1,258	76	61	129	12	224	0	1,759	130	1,889
臨時損失	5	0	0	1	0	2	0	8	1	9
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部										
運営費交付金収益	33,006	2,114	2,466	3,399	840	1,454	1	43,280	5,975	49,255
受託収入	20,822	1,527	2,128	2,533	771	1,103	1	28,885	5,321	34,206
諸収入	553	63	53	351	0	59	0	1,079	0	1,079
農畜産物売払代	4,322	93	34	31	0	2	0	4,482	33	4,515
その他の収入	4,308	89	33	30	0	0	0	4,460	0	4,460
資産見返運営費交付金戻入	14	5	1	1	0	2	0	22	33	55
資産見返物品受贈額戻入	5,280	272	55	265	9	192	0	6,073	115	6,188
資産見返承継受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
賞与引当金見返に係る収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
退職給付引当金見返に係る収益	1,124	88	108	122	34	54	0	1,529	280	1,809
臨時利益	906	71	87	98	27	43	0	1,232	225	1,458
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	1,661	▲ 8	▲ 33	▲ 631	▲ 195	▲ 204	0	591	▲ 718	▲ 127
前中期目標期間繰越積立金取崩額	99	4	5	2	4	12	0	126	1	127
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	1,759	▲ 4	▲ 27	▲ 629	▲ 191	▲ 191	0	717	▲ 717	0

(注) 百万円未満を四捨五入している。合計とは端数において合致しないものがある。

[注記]

- 収支計画は、予算ベースで計上した。
- 当法人における賞与については、役員給与規程、職員給与規程、常勤継続職員賃金規程及び非常勤職員賃金規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 当法人における退職手当については、役員退職手当規程及び職員退職手当規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 前中期目標期間繰越積立金取崩額は、前中期目標期間までに自己収入財源で取得した固定資産の減価償却費等が費用計上されるため、その見合で取崩額を計上した。

3 資金計画

令和3年度～令和7年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	全国的な改良の 推進	飼養管理の改善 等への取組	飼料作物種苗の 増殖・検査	調査・研究及び 講習・指導	家畜改良増殖法 等に基づく事務	牛トレーサピリ ティ法に基づく 事務	センターの人 材・資源を活用 した外部支援	計	法人共通	合計
資金支出	29,422	1,874	2,290	3,718	974	1,485	1	39,763	6,107	45,870
業務活動による支出	28,102	1,856	2,243	3,644	962	1,337	1	38,146	6,057	44,203
投資活動による支出	1,219	18	47	41	12	129	0	1,466	37	1,502
財務活動による支出	100	0	0	33	0	19	0	152	13	165
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	31,181	1,870	2,262	3,089	783	1,293	1	40,480	5,391	45,870
業務活動による収入	30,421	1,870	2,262	3,089	783	1,293	1	39,720	5,391	45,110
運営費交付金による収入	25,546	1,714	2,175	2,707	783	1,232	1	34,159	5,358	39,517
受託収入	553	63	53	351	0	59	0	1,079	0	1,079
その他の収入	4,322	93	34	31	0	2	0	4,482	33	4,515
投資活動による収入	760	0	0	0	0	0	0	760	0	760
施設整備費補助金による収入	760	0	0	0	0	0	0	760	0	760
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期中期目標期間からの繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 百万円未満を四捨五入している。合計とは端数において合致しないものがある。

[注記]

- 1 資金計画は、予算ベースで作成した。
- 2 業務活動による収入のその他の収入は、諸収入の額を計上した。

4 決算情報・セグメント情報の開示

センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や一定の事業等のまとまりごとの適正な区分に基づくセグメント情報を開示する。

5 自己収入の確保

自己収入の確保に当たっては、事務及び事業の実施に伴い発生する畜産物等の販売、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化等により取組を進める。

特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中期計画の方向に則して、情報セキュリティの強化等、センターの基盤強化につながる取組に適切に対応する。

6 保有資産の処分

保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局長通知）に基づき、土地・建物等の保有資産を最大限活用するため、毎年度、保有資産の利用状況を調査して保有の必要性を不断に見直し、利用度の著しく低いものについては、有効利用の可能性や、経済合理性等の観点に沿って将来の利用見込み・保有の必要性等について検討を行い、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付や除去処分等を行う。

第 4 短期借入金の限度額

10 億円

(想定される理由)

運営費交付金の受入れの遅延。

第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第7 剰余金の使途

剰余金の使途は、育種素材の導入、機械及び車両の更新・修理、施設の整備・改修、草地の整備・更新、情報セキュリティ関連システムの整備・改修、事務処理ソフトの導入等センター基盤の維持、強化を図るために必要な経費とする。

第8 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの強化

法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、センターに期待される役割を適正に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行する。また、理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、各役員の担当業務、権限及び責任を明確にし、役員による迅速かつ適正な意志決定が行われるよう、業務運営に関する重要事項について定期的に役員会を開催して審議・報告を行い、必要に応じて牧場長会議等を開催するとともに、四半期毎に業務の進捗状況を取りまとめ、役員等によるモニタリングを実施するなどにより、各業務に関する十分な情報共有の取組を進める。

また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、内部統制監視委員会を毎年度、2回以上開催し、同委員会での審議結果を踏まえ、コンプライアンス推進計画に基づく取組の指示及び情報の周知徹底に取り組みとともに、eラーニングシステムによる職員教育を毎年度、1回以上実施する。

さらに、業務運営（総務事務を含む。）の横断的な点検を行うため、監事又は補助職員による内部監査を、本所及び牧（支）場ごとに、2年に1回以上行う。

2 人材の確保・育成

人事評価が適切に実施されるよう評価者研修を含めた実施体制を整備し、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握することにより、適材適所の人事配置や人材育成の推進及び職員の意欲向上を図るとともに、

国際学会での発表や留学等を通じ海外の技術革新と競争できる技術力を持った人材育成を推進する。

また、業務の円滑な運営を図るため、家畜改良や飼養管理に関する技術、情報セキュリティ分野などにおけるノウハウを踏まえた採用による人材の確保や、法人内資格制度を活用した飼養管理技術等の高度化、農林水産省や他の独立行政法人等との人事交流、業務に必要な能力・技術水準を向上させるための研修等を行うことにより必要な人材の確保・育成を図るとともに、「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成 26 年 3 月 28 日付け閣総第 175 号及び府共第 211 号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、女性の登用に向けた取組を推進する。

3 情報公開の推進

公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、適切に情報公開を行う。

4 情報セキュリティ対策の強化

サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項に基づく「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを始めとする関係規程を適時適切に見直すとともに、これに基づき適切に情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化を進める。

また、対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）等に基づき、個人情報の保護に取り組む。

5 環境対策・安全衛生管理の推進

化学物質・生物材料等の適正管理等により、業務活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定するなど、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。

また、職場における事故等を未然に防止するため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等に基づく安全衛生管理に関する取組を推進するとともに

に、自然災害やヒトの感染症等による緊急時の業務運営体制や対策の整備を進める。

6 施設及び設備に関する事項

本中期計画の達成及び安全かつ効率的な業務実施を確保するため、業務実施上の必要性や、既存施設・設備の老朽化等を勘案して、施設及び設備を計画的に整備・改修する。

年度	施設及び設備の内容	予算額 (百万円)	財源
3	鶏舎及び附帯設備	151	施設整備費補助金
4 7	畜舎及び附帯設備、検査・分析室、種子生産施設、家畜排せつ物処理施設、粗飼料等保管施設、給・排水設備等	604 ± δ	施設整備費補助金
	4－7年度計	604 ± δ	

注) δ：老朽度合等を勘案して、各年度増減する施設及び設備の整備等に要する経費百万円未満を四捨五入してある。

7 積立金の処分に関する事項

前中期目標期間繰越積立金は、前中期目標期間までに自己収入財源で取得し、当中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。